

希望する支払方法

手続き方法

提出方法

パソコンやスマートフォンから  
電子申請システムで申し込み

オンラインで電子納付

- ・クレジットカード
- ・インターネット
- ・バンキング(ペイジー)



1 新潟県電子申請システムにアクセスし、入力・申込  
2 下記の①又は②の方法で納付  
※具体的な入力方法は、【建設業許可申請等の新潟県電子申請システムによる電子納付方法】を参照願います。

① 新潟県電子申請システムで手数料を納付

《利用可能な支払い方法》

- クレジットカード
  - インターネットバンキング(Pay-easy(ペイジー))
- ペイジーが利用できる金融機関で納付することができます。

② 新潟県電子申請システムの申込内容照会の「納付情報」に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」の4つを控え、ATMで納付

《利用可能な支払い方法》

- ATMでの振り込み(Pay-easy(ペイジー))
- ATMでペイジーが使える金融機関(ゆうちょ銀行、農協等)で納付することができます。

納付完了後、新潟県電子申請システム「申込内容照会」のステータスが「支払済」になっていることを確認



納付画面(A4サイズ)を申請書に添付して提出



パソコンやスマートフォンから  
電子申請システムで申し込み

金融機関の  
ATMで現金振込  
(ペイジー)



県庁監理課建設業室窓口で  
キャッシュレス決済

- ・クレジットカード
- ・電子マネー
- ・QRコード 等



※お支払いの際には、必ず申請書をご持参ください。  
※地域機関窓口ではお支払いできません。

県庁監理課建設業室に来庁し、職員に「キャッシュレス決済希望」とお申しつけください。

《利用可能な支払い方法》

- クレジットカード
- 電子マネー、交通系電子マネー
- QRコード決済

利用可能な決済ブランドは下記URLからご確認ください。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/cashless.html>

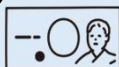
※窓口では電子マネーのチャージはできませんので、あらかじめご用意ください。  
※1会計において複数の決済手段及び決済ブランドを併用することはできません。

キャッシュレス決済後、申請書と領収書を併せてそのまま提出



電子納付(キャッシュレス決済)を利用できない方向け

金融機関の窓口で現金納付  
(記入式納付書+現金)



※申請書類を提出する前に納付をしてください。

記入式納付書依頼票を県庁監理課建設業室に提出(メール又は郵送)

※記入式納付書依頼票は県ホームページに掲載しています。

県庁監理課建設業室から納付書を郵送

県庁監理課建設業室から届いた納付書により金融機関窓口で現金納付

※ゆうちょ銀行は対象外

納付完了後、納付済書(原本)を申請書に添付し提出



※具体的な方法は、【建設業許可申請等の記入式納付書による納付方法】を参照願います。